

# 6 5 号

NPO法人建築Gメンの会  
〒206-0025  
東京都多摩市永山4-2-4-108  
発行責任者：理事長大川照夫  
TEL 042-311-4110  
FAX 042-311-4125  
E-Mail jimukyoku@kenchiku-gmen.or.jp  
Homepage URL  
<http://www.kenchiku-gmen.or.jp/>



- 巻頭特集「新しい建築士制度について」：1
- 設備コラム……………5
- 欠陥住宅59の手口……………6
- 事務局からのお知らせ……………8

## 巻頭特集 新しい建築士制度について

文責 常任理事 田岡 照良

建築士の資質・能力の向上、高度な

専門能力を有する建築士の育成・活

用、設計・工事監理業務の適正化、

建設工事の施工の適正化等を図り、

耐震偽装事件により失われた建築

物の安全性及び建築士制度に対す

る国民の信頼を回復するために建

築士法が一部改正されました。

(平成十八年十二月二十日交付、

平成十九年六月二十日施行)

### 一、建築士の資質・能力の向上

#### ▼定期講習の受講義務づけ

法施行(本年十一月二十八日)

時点で建築士事務所に所属する建

築士は、三年ごとに定期講習を受講

することが必要になります。

・定期講習は、一日間(六時間程度)

五時間の講義の後、一時間程度の〇

×式の考査が、国土交通大臣の登録

を受けた機関が行います。

#### ▼講習機関の登録制度の創設

定期講習、構造/設備設計一級建

築士講習等は、国土交通大臣の登録

を受けた機関が行います。

・法令に定める一定の条件を満たせ

ば、講習機関として登録することが

可能です。

・改正建築士法の施行に先立ち、本

年五月二十八日以降、準備行為とし

て、登録講習機関の登録申請等が行

えることとなっています。

#### ▼学歴要件の見直し

建築士試験の受験資格について、

「所定の学科卒業」という従来の要

件から「国土交通大臣が指定する建

築に関する科目を修めて卒業」とい

う要件に変更されます。

・この見直しは、平成二十一年度入学

生から適用されることとなります。

法施行時にすでに所定の学科を卒

業している方、法施行時に所定の学

科に在学中の方については、経過措  
置として、従来の学歴要件が適用さ  
れます。

・現在、受験資格を有する大学・短大・

高専等の教育機関に対して、指定試

験機関である(財)建築技術教育普

及センターから別途詳細をお知ら

せています。

#### ▼実務経験要件の見直し

建築士試験の受験資格である実

務経験要件について、「建築に関す

る実務経験」という従来の幅広い要

件から、「設計・工事監理、建築確

認、一定の施工管理」等の、設計・

工事監理に資する実務に限定され

ます。

・この見直しは、法施行後に行われる

実務経験に関し適用されることに

なります。なお、法施行時までの実

務経験は法施行後も実務経験期間

としてカウントされ、法施行後の実

務経験期間と合算することとなり

ます。

・大学院における教育については、建

建築設計「意匠設計、構造設計、建築設計」「意匠設計、構造設計、設備設計等」に関するインターシッ プを必須要件として、これと連携した演習・実習等の単位取得状況に応じて実務経験年数として算定することになる予定です。

▼専門能力を有する技術者の

受験資格の見直し

四年以上の実務経験を有する建築設備士に、一級建築士試験の受験資格が付与されます。

・この見直しは平成二十年試験から適用されています。

▼一級建築士試験の見直し

学科試験に関し、現行の学科「(計画) について、「計画」と「環境・設備」のふたつの科目に分離し、合計五科目とします。具体的な科目及び科目ごとの設問数は、①計画…二十問、②環境・設備…二十問、③法規…三十問、④構造…三十問、⑤施工…二十五問とし、五枝択一方式を四枝択一方式に変更します。

設計製図試験に関し、現行の設計課題に加え、記述・図的表現などの手段により、構造設計や設備設計の基本的な能力を確認する出題を行います。

・平成二十一年に試験から見直しを行います。

・学科試験、設計製図試験の試験時間は、いずれも一時間程度延長されます。

・これからの見直しに伴い、受験手数料が見直されます。(一五,一〇〇円→一九,七〇〇円)

二、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

▼構造設計一級建築士／

設備設計一級建築士制度の創設

一級建築士として五年以上構造設計／設備設計に従事した後、講習(構造設計／設備設計や法適合確認に関する講義・修了考査)を終了した者を構造設計一級建築士、設備

設計一級建築士とします。

・平成二十一年五月二十七日以降に設計される、高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計については、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与(設計または法適合確認)が義務づけられます。

・構造設計一級建築士講習は三日間、設備設計一級建築士講習は四日間となります。それぞれの講習の最終日に、一日間の修了考査が実施されます。

・構造計算適合判定資格者や建築設備士等に関し、講習の一部免除等の措置が講じられます。  
・法施行前に実施される「みなし講習制度」を活用し、(財)建築技術教育普及センターが本年六月より、全国八都市で講習会を開催する予定です。

※建築設備士の取り扱いについて  
◎設備設計一級建築士制度の創設により、建築士法上の建築設備士の位置づけが変わるものではありません。

せん。むしろ、建築設計の専門分化が進むなか、建築設備のスペシャリストとしての建築設備士の積極的活用が必要と考えられます。

◎改正建築士法の施行にあたっては、設備設計一級建築士制度や建築設備士の活用についての誤解が生じないよう、地方公共団体や関係団体に対し、改正内容の周知徹底を図る予定です。

▼一定の建築物について

法適合チェックの義務づけ

高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計／設備設計に関し、構造設計一級建築士／設備設計一級建築士の関与(自ら設計する、または法適合確認を行う)を義務づけます。

・平成二十一年五月二十七日以降に構造設計／設備設計がなされた建築物から適用されます。

・構造設計一級建築士／設備設計一級建築士が関与していない場合、建築確認申請書は受理されません。また、工事着工も禁止されています。

※高度な専門能力を必要とする

一定の建築物について

《構造設計の場合》

高度な構造計算(保有水平耐力計算、限界耐力計算等)が義務づけられる建築物(建築基準法第二十条第一号、第二号に該当する建築物)・・・  
鉄筋コンクリート造高さ二十m超、  
鉄骨造四階建て以上、木造高さ十三m超または軒高九m超等

《設備設計の場合》

三階建て以上、かつ、床面積五、〇〇〇㎡超の建築物

【高度な専門能力を必要とする一定の建築物における法適合チェックの手順】

- ① 建築主は建築士事務所に設計を依頼
- ② 建築士事務所は、構造/設備設計一級建築士に法適合確認を依頼
- ③ 構造/設備設計一級建築士は規定の適合チェックがされた設計図書を建築士事務所に納付
- ④ 建築士事務所は設計図書一式を建築主に納付
- ⑤ 建築主は建築主事などに建築

確認申請

⑥ 建築主事などは建築主に対し

確認済み証の交付

※建築士事務所が構造/設備設計一級建築士を持つている場合には、法適合チェックは自らすることができます。

三、設計、工事監理業務の適正化、消費者への情報開示

▼管理建築士の要件強化

建築士事務所の管理建築士になるためには、建築士として三年間の実務経験を積んだ後、管理建築士講習の受講が必要となります。

・なお、法施行時点ですでに建築士事務所の管理建築士として登録されている方については、法施行後三年間は上記規定の適用がありません。したがって、この期間内に実務経験の要件を満たし、管理建築士講習を受講すればよいことになります。

▼管理建築士等による

重要事項説明の義務づけ

管理建築士等の建築士に対し、設計・工事監理契約の締結時に、建築主に対し重要事項(作成する設計図書の種類、工事監理に際して工事と設計図書との照合方法等)について書面を交付して説明を行うことが義務づけられます。

▼建築物を設計等の

一括再委託の全面禁止

三階建て以上、かつ、一、〇〇〇㎡以上の共同住宅について、委託者が許諾しても、設計・工事監理の一括再委託(いわゆる丸投げ)が禁止されます。

▼名簿の閲覧、携帯用免許証の交付

建築士名簿の閲覧を行います。  
一級建築士免許証を携帯可能なものに変更します。  
建築士・建築士事務所などの登録・閲覧事務の実施にあたり、指定登録法人制度を創設します。



※新しい登録制度※

	登録実施者	
	現行	改正後
一級建築士	国土交通大臣	中央指定登録機関
二級建築士 木造建築士	都道府県知事	都道府県指定登録機関
一級建築士事務所 二級建築士事務所 木造建築士事務所	都道府県知事	指定事務所登録機関

四、団体による自律的な

監督体制の確立

▼建築士事務所協会、

建築士事務所協会連合会の法定化  
都道府県の建築士事務所協会、日本建築士事務所協会連合会を法律に明文化して位置づけます。

五、その他

▼業務報酬基準の見直し

設計・工事監理等における標準的な業務量を定めた業務報酬基準(告示一二〇六号)の見直しを行います。

▼工事監理業務の充実

工事監理業務に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル(ガイドライン)を策定します。

・また、建築基準法の間接検査・完了検査の際に提出される工事監理の状況報告書の記載を充実させます。

△改正された主な条文△

(一) 建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付が義務付けられました。

建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければなりません。(法第二十条第二項) 構造計算によって建築物の安全性を確かめず、その旨の

証明書を交付した者は、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処されます。(法第三十五条第五号)

(二) 事業年度ごとの業務実績等の報告が義務付けられ、それらの書類が一般に閲覧されます。

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名・業務実績等を記載した業務報告書を、毎事業年度経過後三ヶ月以内に都道府県知事に提出しなければなりません。(施行日以降に始まる事業年度から報告の対象となります)(法第二十三条の六)

この報告書は、現行の登録簿に加えて、都道府県における建築士事務所に関する閲覧の対象となります。(法第二十三条の九) また建築士事務所における閲覧事項も拡充され、所属建築士の業務実績等の内容を記載した書類が閲覧の対象となります。(法第二十四条の五、閲覧書類)

(三) 設計・工事監理の下請け契約締結

時に書面の交付が義務付けられました。

建築士事務所の開設者が設計または工事監理の受託契約を締結したときの書面の交付義務について、書面を交付する相手方の範囲を拡大し、建築主だけではなく、全ての委託者が対象となりました。(法第二十四条の六)

(四) 図書の保存期間が延長されました。

建築士事務所の業務に関する帳簿及び図書の保存期間が、五年間から十五年間に延長されました。(法第二十四条の三、省令第二十一条)

改正法施行日前五年以内に作成された帳簿及び図書についても、同様に十五年間の保存義務があります。

(五) 処分を受けた建築士の氏名及び建築士事務所の名称等が公表されます。

国土交通大臣または都道府県知事は、建築士に対し免許の取消し等の懲戒処分をしたときは、その建築士の氏名等の内容を官報及び公報

により公告します。(法第十条第五項、省令第六条の三)

また都道府県知事は、建築士事務所への開設者に対し登録の取消し等の監督処分をしたときは、その建築士事務所の名称等の内容を公報により公告します。(法第二十六条第四項、省令第二十二条の六)

(六) 建築士による名義貸し等の禁止が法定化され、これらの違反者に対する処分が強化されました。

① 建築士が、無資格で設計または工事監理を行っている者等に対し、自己の名義を利用させること(法第二十一条の二)

② 建築士が、違反建築物の建築等の法令違反行為について指示、相談等の行為をすること(法第二十一条の三)

③ 建築士が、建築士の信用または品位を害するような行為をすること(法第二十一条の四)

以上①～③の行為の禁止が法定化され、①を行った者に対しては、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処されます。(法第三十五条第六号)

(七) 建築士事務所の開設者による名義貸しを禁止します。

建築士事務所の開設者は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはなりません。

(法第二十四条の二)

この規定に違反した者は、一年以下の懲役または一〇〇万円以下の罰金に処されます。(法第三十五条第十号)

(八) 建築士の免許取消した後、免許を与えない期間が延長されました。

建築士免許の取消しを理由として、再び免許を与えない期間が二年間から五年間に延長されました。(法第七条)

(九) 建築士事務所の登録取消し後、登録を受け付けない期間が延長されました。

建築士事務所の登録取消しを理由として、再登録を受け付けない期間が二年間から五年間に延長されました。(法第二十三条の四)



### 設備コラム(第8回)

#### 陶器の結露防止・

##### 水栓金物について

文責 技術研究部会 石川芳久

#### ■陶器の結露防止について

冬になると窓ガラスの室内側に水滴が付いて床を濡らすことが多くなります。これは空気中の水蒸気がガラスの表面で冷やされ凝結するためです。これと同じ現象で、便器の中の水により冷やされて表面に結露現象が起ります。

湿度が高いほどまた水温と室内の温度差が大きいほど起こりやすく、洗浄水に地下水や井戸水を使っている場合や、上水を使っている場合、窓のないマンションの場合には結露の発生することがあります。

陶器の表面についているだけなら、まだしも、濡れ落ちて床まで濡らしてはなほだしい場合には、カビが発生し、床を腐らせます。

結露防止方法として、トイレの換気を良くすることで防げる場合も

ありますが、水温の低い井戸水や地下水を使うときには、便器の水が溜っている部分(トラップ部分)が外気と直接接触しないようにします、断熱のための空気層を作る内部仕切りを設けた防露型便器と、側面と底部を二重壁にして間に断熱材を入れて結露を防止する防露タンクを使うことにより、衛生陶器からの結露を防ぐことができます。

#### ■水栓金物について(仕上げと材質)

水栓やシャワー金具などの代表的な表面仕上げの方法は、ニッケルクロムメッキで、見た目の良さだけでなく、耐久性・耐摩耗性に優れているため実用的でもあり、非常に多くの器具の仕上げとして採用されています。また、表面の輝きを消して落ち着ついた感じにする場合は、艶消しにすることもできます。

豪華さを強調したい場合には、金のメッキにより可能になります。ただし、表面が柔らかく傷つきやすいため、丁寧に扱う必要があります、耐久性には、問題があります。

窒化チタンを加えた金メッキ仕上げは、見た目は、金メッキと同じ

で耐久性と耐摩耗性がニッケルクロム並になります。

茶室などに取り付ける水栓は、落着き・渋さ、を強調する仕上げには、銅メッキ仕上げがあります。はじめは光沢の赤褐色をしていますが、時間がたつと落ち着いた褐色に変化していきます、ただし金メッキと同様に、表面が柔らかいという弱点があります。

金メッキ以外では、樹脂被覆仕上げがあります。特徴は、白や赤、黄色、ピンクなどカラーのバリエーションが多いことと、金属の冷たく硬い手触りに対して、温かく柔らかい手触りに仕上がることです。

#### ■水栓金物について(機能)

私たちの身近にはさまざまな形や機能をもった水栓があります。

水栓の基本的な区分は、壁に取り付ける横水栓と、洗面器・流しなどの台に取り付ける立て水栓の、二種類で、このふたつの中から形の違いや機能別に、いろいろな水栓が作られています。

また、水道直結給水管に接続する水栓類は、水道水の安全性を確保す

るため水道法によって構造材質について耐圧、浸出、逆流防止、負圧破壊耐久性、耐寒性についての規程が設けられており、定められた性能基準に、適合した製品しか使えないことになっています。

この制度を、JIS認証制度とい、認証機関がISOに基づいて検査を行い、合格した製品にはJISの認証マークを張り付けることになっていきます。ですから戸建住宅などの水道直結給水で使う水栓には認証マークが付いた製品が使われているはずですが、ただし、マンションなど受水槽から給水している建物では、水道引き込部分以外には必要ありません。

■水栓金物について(種類と特徴)

○シングルレバー水栓

洗面器や台所流しの水栓の主流に、なっているのが、シングルレバー水栓です。ひとつのレバーを上下左右に操作して吐水の開閉・水量の調整ができるので使い勝手がよく、特に握力の弱い幼児や、お年寄りには使い易く、手に物を持っていても操作ができるという利点があります。

す。ただし、レバーを押し下げて閉止する、ため(上げて閉止する物もある)、急閉止し易く、給水圧力が大きいとウォーターハンマーが発生することがあるため水洗を閉めるときはできるだけ、ゆっくりと静かに操作する必要があります。

○自動水栓

水栓の近くに設置した光電センサーで手を感知すると吐水し、手を引っこめると、自動的に閉止する水栓で不特定多数の人が使うトイレの洗面器に多くつかわれるようになっていきます。給水管に取り付けた電磁弁を操作するために電源が必要になります。普通の水洗に比べて年間の使用水量が三十三%節水できたとの調査結果があります。

○自閉水栓

自閉水栓とは、一定時間吐水すると自動的に水が止まる水栓で、浴場などの洗い場用水栓として多く使われています。水を流し続けることができないため節水効果があります。

○ツートハンドル混合水栓

混合栓の最も簡単なタイプは、2(ツート)ハンドル混合水栓です。ふたつのハンドルの開き具合を手加減することによって水と湯の量を調節し、適温の湯にするためには、連続して水や湯を出すため、水や湯の無駄が多くなります。節水という観点からは、好ましくない器具といえます。また、湯の温度が高い場合火傷をする危険があります。

○サーモスタット付き水栓

自動的に温度の調節ができるサーモスタットを組み込んで、設定した温度の湯を吐水することができます。温度調節用のハンドルと吐水のハンドルが、別個にある物と、温度調節と水栓の開閉・水量調整をひとつのレバーで行うシングルレバータイプの物があります。

○散水栓・カップリング水栓・ホーム水栓

散水、洗車、掃除などに使う場合、その場所までホースをつけて引いていく必要があります、その場合には、これらの水栓を使用します。特

に散水栓は、給水の逆流を防ぐ、必要があるのと、吐水口空間の確保が必要になります。吐水口空間の取れない場合は、衛生上非常に危険な使い方といえます。

建築Gメンが暴く  
欠陥住宅59の手口

■工事了検査済証のない物件の  
所有権登記を認めないこと

文責 副理事長 山本 孝

何度もふれるが、建物を建築しようとするとき、ほとんどの場合、その建築が建築基準法令に適合するものであることの確認を建築主事(建築基準法第六条)または指定確認検査機関(法第六条の二)から受ける。

これが確認申請と呼ばれているものだ。法令に適合していれば、確認済証(確認通知書)が交付される。これが建築の出発点となる。その後、建物が完成すれば、建築主

は四日以内に完了検査の申請をし  
なければならぬ(法第七条)。こ  
のほか、一般に中間検査と呼ばれる  
検査が行われる。

だが、欠陥建築と取り組む私たちは、  
建物の※表示登記や※所有権保存登  
記がなされているのに、検査済証が  
ない建物にしばしば出くわす。

建築基準法に適合しない建築物が、  
なぜ登記できるのか。

それは、検査済証がなくても、建物  
の表示登記・所有権保存登記を法務  
省が認めているからである。

建物を新築したとき、所有者は一カ  
月以内に建物表示登記を申請しな  
ければならない(不動産登記法九三  
条一項)。

この申請には、所有権を証明する書  
類が必要だ(同条二項)。その書類  
としては、

- ① 確認通知書
  - ② 検査済証
  - ③ 工事完了引渡証明書
  - ④ 工事代金領収書
  - ⑤ 固定資産評価証明書
- などがある。このうち①④⑤のい  
くつかによって証明扱いとされる  
ところに問題がある。

検査済証は必須書類というわけ  
ではないことに注意してほしい。

**表示登記**…どこに、どんな物を建て  
たのかを法務大臣に申請して登記す  
ること

**所有権保存登記**…申請した建物が自  
分のものであることを証明する証  
拠を揃えて、法務大臣に申請し、そ  
の所有権を登記すること

### ■消費者を入れたトラブル処理

#### 機関を設置すること

文責 常任理事 石岡 善正

集まれ、欠陥住宅の被害者！など  
と、欠陥住宅をここまでマスコミが  
大きく取り上げているにもかかわらず、被害者は後を絶たない。欠陥  
住宅をなくすにはどうしたらいい  
のだろうか。

行政はもとより一般消費者にも、  
欠陥住宅問題の重大さ、深刻さは十  
分に浸透してきた。だが、具体的  
は解決のための手は、なら打たれ  
ていないのが実状である。

欠陥住宅をつかまされて表舞台  
に現れないまま、水面下で解決した  
ものや、泣き寝入りしたものも相当  
数あるだろう。

たしかに、欠陥住宅は、簡単に改  
善できる問題ではない。そこで提案  
したいのだが、一般消費者にもこの  
トラブル処理に参画を願うことで  
ある。各市町村の相談窓口、民間団  
体、そして欠陥住宅で実際に被害を  
受けた消費者や、一般の消費者が一  
体となったトラブル処理機関を設  
置することである。

トラブル処理には、実際に欠陥住  
宅問題に遭遇した被害者の貴重な  
経験や、一般消費者のアドバイスが  
功を奏するケースが考えられる。こ  
れは行政や技術者だけでは考えの  
及ばないものだ。

この機関が継続し機能すること  
によって、必ず欠陥住宅の予防につ  
ながるはずである。

これまでも欠陥住宅をなくす会  
は存在した。そうした会では自分の  
問題のカタがつくと、会員が会から  
離れていってしまう傾向が強かつ  
た。今後は、継続性と一貫性を備え  
た組織をどうすれば作れるか研究

していきたい。

司法改革では、一般庶民が裁判員  
として裁判に立ち会おう法律もでき  
た。これを機会に、建築紛争事件の  
審理機関にも一般庶民の参加を認  
めるよう、行政に提言していこう。



無料電話相談「住まい110番」は全国40箇  
所以上に窓口を設置。042-311-4110 にて  
相談内容に応じて各窓口をご案内致します。

### 会の活動にご協力ください！

● 会員の種類	● 年会費
社員	24,000 円
消費者社員	12,000 円
会員(個人)	6,000 円
会員(団体)	48,000 円

※ご入会の際は入会申込書が必要  
です。事務局までご連絡ください。

事務局からのお知らせ

□2008年8月の

電話相談業務等実績

○相談件数 25件

相談内容の内訳(重複回答有り)

- 施工問題 7件(28%)
- 内覧会 4件(16%)
- 検査問い合わせ2件(8%)
- 設計 1件(4%)
- 業者との紛争 1件(4%)
- 契約 1件(4%)
- 工事監理 1件(4%)
- その他 8件(32%)

相談窓口の情報源

- インターネット 15件(60%)
  - 口コミ・紹介 1件(4%)
  - 消費者センター 1件(4%)
  - テレビ 1件(4%)
  - 業界団体 1件(4%)
  - その他 6件(24%)
- 調査(見積り)依頼件数 14件
- 建物購入前検査 3件
  - 建物の目視調査 7件
  - 第三者検査 2件
  - 工事監理 1件

● 裁判用報告書作成 1件

※件数は事務局で集計可能なもののみ掲載

□業務完了後アンケートから

事務局では、調査をご依頼いただいた方へ調査業務終了後、アンケートのご協力をお願いしています。ご回答いただいた方の中から一部をご紹介します。

【建物診断(床の亀裂、雨漏り等の不具合についての客観的評価)を依頼いただいた方からのご回答】

暑い中熱心に良く調査して下さいました。目に見えぬ箇所の調査がこういった形で出来ることを全く存じませんでした。適当な(いい加減な)職人が増えているようにも思います。今後もご活躍を期待致します。(千葉県在住の方から)

【建売住宅購入前の検査をご依頼いただいた方からのご回答】

自分たちでは絶対みつけれない部分をきちんと指摘してもらい業者に修理させることができました。何かあったらよろしくお願います。(千葉県在住の方から)

編集後記

秋彼岸が終わり、一気に秋が深まってきました。この夏は、シロアリ被害の調査が例年より多かったように思います。

驚いたことに七件中六件がシロアリではありませんでした。雨漏り・漏水・壁内結露などにより木部が腐朽し、そこに黒アリが営巣したものでした。羽アリも存在するので、一見シロアリ被害と勘違いしがちですが、知識さえあれば明らかに違いがわかります。工事業者にとつてシロアリ被害の発生は、施工ミスやカモフラージュできる免罪符になつていのように感じます。

工事業者や駆除業者が無責任な判断をしたり、自分の利になる解釈を押し付けているとすれば、世間を騒がす床下リフォーム詐欺と何ら違いがありません。

建築にかかわる技術者には、悪質な詐欺業者とは一線を画す誇りを感ずたいものです。

(M・G)



書籍の紹介

「監修」当会理事長 大川照夫

／事務局長 中山良夫

日本一やさしい

建築基準法の学校



ナツメ社/定価1628円

(目次)

- 建築基準法のどこがどう改正されたのか
- 建築基準法の基本知識を押えておこう
- 建築における用途・形態に関するルール
- 建築の防火・避難の規定・設備に関するルール
- 建築物の室内環境・安全に関するルール
- 建築物の構造強度に関するルール
- 建築にまつわる手続きに関するルール
- これまでの総復習！自分の実力を知ろう

※お求めはお近くの

書店にてお願います。